平成２１年（フ）第１７０号
秋田県南秋田郡五城目町高崎字雀舘下川原164番地
破産者　株式会社沢田石建設
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５７号
山形県北村山郡大石田町大字大石田丁90番地の１
破産者　エイエム自動車株式会社
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４５号
群馬県桐生市相生町２丁目451番地１
破産者　大島繊維株式会社
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１５０号
千葉県旭市神宮寺9499番地
破産者　有限会社シンワ
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５２号
川崎市宮前区菅生２丁目22番20号
破産者　有限会社清光
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５３号
栃木県栃木市薗部町１丁目11番９号
破産者　渡辺　　均
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１９８８号
愛知県瀬戸市見付町19番地の２、開始決定時の住所愛知県瀬戸市見付町31番地
破産者　猪坂美佐緒（開始決定時の姓加藤）
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１７６号
石川県加賀市山中温泉東町２丁目ツ35番地　ゆとりライフはるる371号室、開始決定時の住所愛知県春日井市花長町１丁目２番地１
破産者　近藤　和彦
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８４号
愛知県北名古屋市中之郷北98番地　アヴニール・G205号
破産者　ＴＳハウスこと　佐々木敏夫
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１９号
茨城県小美玉市羽鳥2909番地５　市営ハトリ第二団地１Ｂ－２－１
破産者　大槻　則夫
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５９７号
埼玉県所沢市緑町４丁目28番地40―803号、前住所埼玉県所沢市緑町４丁目37番10号
破産者　村山　義朗
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３８号
神戸市垂水区桃山台３丁目１番地の16、開始決定時の住所神戸市垂水区塩屋町６丁目25番49号　カレッタ塩屋Ｃ棟
破産者　香島　　剛
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２７号
広島市安佐北区可部６丁目９番27―３号、開始決定時の住所広島市安佐北区可部１丁目８番８号
破産者　沖　　隆成
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５０号
札幌市西区西町北19丁目１番１―317号
破産者　長谷川寛子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０８号
札幌市南区北ノ沢２丁目３番12号
破産者　安念　義司
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７１号
盛岡市中太田深持37番地、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢222番地269
破産者　松坂　孝志
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４６号
山形県南陽市小滝829番地
破産者　江口　芳郎
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１２号
山形県長井市九野本3147番地
破産者　渡部　健治
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部